

令和8年度 久御山町地域子育て交流拠点支援事業補助金 募集要項

1 目的

町内に、こどもたちが安心安全で気軽に立ち寄ることができる居場所を設け、その居場所に多世代の人が集まり、地域で子育てをする仕組みをつくることを目的とします。

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業①～④(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とします。

補助事業名	内容
①こどもの居場所事業・こども食堂事業	こども等の食事の支援やこども等の居場所の支援、様々な機会・体験の提供を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの (1)年間36日以上、かつ、1回につき3時間以上実施すること。 (2)こどもの参加を広く募集し、住所、年齢、性別、経済状況において限定しないこと。 (3)利用料を徴収する場合は、食事の提供に係る実費等程度の金額とすること。 (4)個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。 (5)食事の提供にあたっては、食中毒の予防、食物アレルギーの対応、防火等の安全に配慮すること。
②こどもをまんなかとした地域づくり事業 ア 地域住民の意見聴取機会設定	地域でこども等を支援する仕組みづくりを目的とし、地域住民に呼びかけ、①の運営に関する意見等を聴取する事業であって、次に掲げる要件を満たすもの (1)年間3回以上実施すること。 (2)地域住民の参加を広く募集し、住所、年齢、性別、経済状況において限定しないこと。
③こどもをまんなかとした地域づくり事業 イ こどもをまんなかに地域住民が集まる機会の実施	地域住民と協力し、地域のこどもと大人が集まる機会を創出する事業であって、次に掲げる要件を満たすもの (1)年間1回以上実施すること。 (2)地域住民の参加を広く募集し、住所、年齢、性別、経済状況において限定しないこと。
④広報事業(任意)	団体の運営や事業実施のための寄附及び協力金等の募集のための広報事業 (事業実施の参加者募集のための広報事業は除く。)

2 補助対象団体の要件

(1) 対象団体は、補助対象事業①～③を実施し、次に掲げる条件を満たす法人その他の団体とします。

- ・本事業の目的を適切に理解し、地域住民の協力を得ながら、「こどもの居場所」や「こども食堂」を実施し、かつ、こども等に対する地域の支援体制を強化する仕掛づくりをしていること。

(2) 前項の規定にかかわらず、法人その他の団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する場合は、補助対象団体としないものとします。

- ・本町町税を滞納している。
- ・申請書の提出日から起算して過去5年間の活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をした。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する)又はその構成員の統制の下に活動している。

3 補助対象期間

本事業の補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

※交付決定は4月1日以降となりますが、令和8年4月1日から交付決定日の間の補助対象事業実施に係る経費も補助対象とします。

4 補助金の額等

補助率、補助限度額は、次に掲げるとおりとし、補助金の額については、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)と補助対象限度額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とします。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

補助対象事業	補助対象経費限度額	補助率
①こどもの居場所事業・ こども食堂事業	1日あたり4万円×実施日数 (実施日数上限150日)	4/5
②こどもをまんなかとした地域づくり事業 ア 地域住民の意見聴取機会設定	1日あたり1万円×実施日数 (実施日数上限24日)	4/5
③こどもをまんなかとした地域づくり事業 イ こどもをまんなかに地域住民が集まる 機会の実施	15万円	10/10
④広報事業(任意)	6万円	10/10

※補助金の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して申請してください。ただし、申請時において仕入れ控除額が明らかでない場合は、実績報告時に確定し、必要に応じて返還していただきます。

5 補助対象経費

補助対象経費は、本事業の実施のため必要な経費であって、次に掲げる経費のうち、補助対象期間内に支払を完了し、帳簿等によりその事実を確認できる経費とします。

対象経費	内容	対象となる経費の例
報酬	・給料	・常勤スタッフの給料 (補助対象事業実施日分に限る)
報償費	・謝金	・有償ボランティアスタッフへの謝礼 ・講師謝礼(1回につき3万円以内)
旅費	・交通旅費	・常勤スタッフ、有償ボランティアスタッフの交通旅費
需用費 (単価が2万円未満のもの)	・食糧費	・食料品の購入費
	・消耗品費	・衛生用品の購入費・消耗品の購入費
	・印刷製本費	・チラシ作成費
	・光熱水費	・電気代、ガス代、上下水道料金 (補助対象分であると明確な金額のみ)
役務費	・通信運搬費	・電話代、インターネット通信費 (補助対象分であると明確な金額のみ) ・チラシ等の送料
	・保険料	・損害・賠償責任保険等の保険料
	・広告宣伝費	・広報掲載料
使用料及び賃借料		・買い出し時の駐車場代
備品購入費		・単価が2万円以上のもの
委託料		・イベント委託料
その他経費	・上記に掲げるもののほか 特に必要と認める経費	

※備品購入費については、事前に承認を得る必要があるので、見積書を提出してください。

6 補助対象外経費

補助対象経費以外の経費は補助対象外となります。また、補助対象経費に掲げる経費であっても、以下に該当する経費は対象となりません。

- ・ 団体等の恒常的な運営に係る経費
例) 団体等の決算に係る人件費、
補助金の申請、報告書の書類作成にかかる経費
- ・ 完全に切り分けができない経費
例) パソコン…補助対象事業のためだけに使うと想定しにくい。
電気代…補助対象事業分だけメーターが違うなど、はっきりと切り分けができる場合は対象。
- ・ ポイント、金券商品券等で購入した経費
- ・ 支出していることが書類により確認できない経費
例) 領収書がない等
- ・ 上記のほか、社会通念上、不適切と認められる経費

7 申請手続、提出書類

本事業を申請する団体は、下記の申請書類を作成し、期限までに提出してください。

(1) 提出期限

締切: 令和8年5月20日(水)

(2) 提出書類

- ・ 申請書類 交付申請書(第1号様式)、1-1、1-2、
補助金額算定チェックシート
- ・ 添付書類 町税の滞納がないことの証明書
食事提供をする場合は、食品衛生法等の関係法令に関する書類
(例: 営業許可等)
口座振替依頼書及び銀行口座の通帳の写し
備品購入費を申請する場合は、見積書

(3) 提出方法及び提出先

久御山町役場民生部子育て支援課あて持参

8 審査・決定

(1) 提出書類の確認・審査

申請書等の提出書類を受付後、事務局で確認をし、必要に応じて、申請団体から書類の内容についてヒアリングを行う場合があります。

(2) 決定

審査の結果、団体等及びその活動が補助対象として適切と判断された場合は、その団体等を「久御山町地域子育て交流拠点」として認定するとともに、交付決定通知をお渡しします。

9 補助金の支払

本補助金は原則、交付決定後に概算払いします。

なお、年度末の実績報告後、交付決定額と最終補助金確定額に差額がある場合は返還いただきます。

10 補助金の経理

事業実施団体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、以下の条件を守り適切に執行してください。

(1) 本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を報告書とともに提出してください。

(2) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めてください。

11 実績報告

事業完了の日から 30 日以内か翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに下記の書類を作成し、提出してください。

- ・実績報告書 第6号様式、6-1、6-2、補助金額算定チェックシート(確定)
- ・領収書の写し

〈問合せ先〉

久御山町役場民生部子育て支援課

〒613-8585 久御山町島田ミスノ38番地 TEL:075-631-9904/0774-45-3905

FAX:075-632-5933 e-mail:kosodate@town.kumiyama.lg.jp